⑵　契約保証金　納付（保管金の取扱店　みずほ銀行　神谷町支店）
　ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合又は完成保証人を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　関連情報を入手するための照会窓口は、５⑴に同じ。
⑸　２⑵に掲げる調査等競争参加資格の認定を受けていない者も５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑹　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設振興課における建設コンサルタント業務に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。選定通知の日は平成25年10月25日（金）を予定する。
⑺　技術提案書のヒアリングを行う。
⑻　詳細は説明書による。
7　Summary
⑴　Subject matter of the contract : Design of widening the Tomei Expressway Yamato viaduct and other 3 bridges
⑵　Time limit to express interests by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 11 October 2013 (If by registered mail, 4 : 00 P.M. 11 October 2013)
⑶　Time limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 4 December 2013 (If by registered mail, 4 : 00 P.M. 4 December 2013)
⑷　Official in charge of the contract of the procuring entity : Ikuo Okuwaki, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited
⑸　Classification of the services to be procured : 42
⑹　Language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　Contact point for tender documentation : Contract team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited　4―3―1,　Toranomon,　Minato-ku, Tokyo, 105―6011, Japan, Tel. 03―5776―5600

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

練馬㉕庁舎新設等建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。
平成25年10月１日
支出負担行為担当官
北関東防衛局長　渡邉　一浩
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　11
１　工事名　練馬㉕庁舎新設等建築その他工事
２　工事場所　東京都練馬区
３　工事概要　陸上自衛隊練馬駐屯地内（東京都練馬区）における庁舎新設等に係る建築、土木、設備及び通信工事
ア　庁舎新設建築工事
構造：鉄筋コンクリート造５階建て
規模：建物延べ面積　約7,100㎡
工事範囲：躯体工事と内外装工事の一部
イ　既設建物解体（＃２局舎）工事
構造：鉄筋コンクリート造平屋建て
規模：建物延べ面積　約600㎡
ウ　樹木伐採、給排水切り回し等土木工事　一式
４　今回の工事範囲　庁舎新設の躯体工事、石工事、既設建物解体、切り回し工事等
５　工期　平成27年７月31日まで
６　競争参加資格申請書の交付
⑴　交付期間　平成25年10月１日から同年12月11日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前８時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後６時、平成25年12月11日は午後５時まで。
⑵　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターから提供する。ただし、紙による交付は以下のとおり。
〒330―9721 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　北関東防衛局総務部契約課契約審査第２係　電話048―600―1800（内線2443又は2819）
⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
７　申請書の提出
⑴　提出期間　平成25年10月１日から同年10月21日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（提出期間内必着。）により提出すること。
ア　平成25・26年度資格審査申請の際に提出した総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）の写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　工事経歴書（下記７⑵アの基準を満足する工事の施工実績を記載したもの。）
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成25年10月22日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
８　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２又は３者の組合せとする。
ア　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。
ウ　一般競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。 6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア　平成10年度以降に、元請けとして、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の５階建て以上で、規模が１棟で建物延べ面積7,000㎡以上の新設建築工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
イ　建設業法の建築一式工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ウ　建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。